

# ○独立行政法人農畜産業振興機構役員退職 手当支給規程

[平成15年10月1日付]

[15農畜機第8号-3]

改正 平成16年1月16日付15農畜機第1682号  
平成17年11月22日付17農畜機第3395号  
平成21年7月14日付21農畜機第1834号  
平成25年1月30日付24農畜機第4393号  
平成27年6月5日付27農畜機第1177号  
平成28年10月17日付28農畜機第3542号  
平成29年12月22日付29農畜機第4989号

(総則)

第1条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、その者の退職の日における本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、農林水産大臣が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条第3項後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、それぞれ異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本俸の月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に、それぞれ当該異なる役職ごとの業績勘案率を乗じて得た額に、100分の83.7の割合を乗じて得た額の合計額とする。

なお、退職手当の額が確定するまでに長期を要する場合は、業績勘案率を1.0として退職金の概算払をすることができる。

この場合、業績勘案率が確定した後、速やかに精算を行う。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 3 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(国の機関から復帰した役員等に関する退職手当の特例)

第5条 役員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国の職員等(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国の職員等として在職した後引き続いて再び役員となった者の第4条の規定による在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国の職員等が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国の職員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国の職員等となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国の職員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 国の機関又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第4項に定める行政執行法人(以下「国の機関等」という。)から復帰した役員が、退職した場合における国の職員等としての在職期間中の第3条ただし書の本俸の月額、国の機関等での役職等を勘案して理事長が別に定める額とする。

5 第2項の役員が、引き続き国の職員等となることなく退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、第2項に規定する在職期間（国の職員等としての在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条の勤続期間とみなし、国の機関等を退職した日の俸給月額を勘案して理事長が別に定める額を同法の退職の日における俸給月額とみなして、同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第6条 第2条に規定する遺族の範囲、それらの者が退職手当を受ける順位及び遺族からの排除については、独立行政法人農畜産業振興機構職員退職手当支給規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-5）第11条及び第12条の規定を準用する。

（解任処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第7条 退職をした者が、通則法第23条第2項第2号の規定による解任（以下「職務上の義務違反解任」という。）の処分を受けて退職した者であるときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が機構の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響（以下「考慮事情」という。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第8条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

（1）役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

- (2) 退職した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けべき行為（在職期間中の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして職務上の義務違反解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族））が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払いを受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を速やかに取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を

提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定により処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者）に対し、第7条第1項に規定する考慮事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合にはその遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、考慮

事情を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第7条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項及び第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第10条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
  - (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
  - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
  - 4 第7条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第11条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、考慮事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第7条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準

用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第12条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第10条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第8条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に職務上の義務違反解任を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第10条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができ

る。

4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

5 第7条第2項及び第10条第3項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会)

第13条 理事長は、第7条第1項、第8条第2項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第10条第1項、第11条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を行おうとするときは退職手当審査会に諮らなければならない。

2 退職手当審査会の構成等については、別に定めるところによる。

(実施細則)

第14条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 機構設立の際、農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の役員であつて、引き続き機構の役員に任命された者の在職期間の算定については、旧法人の役員であつた期間を機構の在職期間とみなす。

3 平成14年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に旧法人に在職していた役員が同日における役職に相当する役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に機構を退職した場合であつて、その者の退職の日の本俸月額が基準日の前日のその者の本俸月額を下回るときにおける退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、基準日の前日における旧法人の役員として受けていた本俸の月額に基準日の前日における本俸の月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額と当該退職の日における本俸の月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 4 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。ただし、各在職期間の月数の合計が第4条の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、端数の少ない在職期間の月数から1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から1月を減ずるものとする。

附 則（平成16年1月16日付15農畜機第1682号）

改正 平成17年11月22日付17農畜機第3395号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年1月16日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（施行日前から引き続き在職する役員退職手当の額等の取扱い）
- 2 施行日の前日に現に在職する役員が引き続き役員として在職した後施行日以後に退職した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構役員退職手当支給規程（以下「改正後の役員退職手当支給規程」という。）第3条並びに改正前の独立行政法人農畜産業振興機構役員退職手当支給規程附則第3項及び第4項までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによりそれぞれ得られる額の合計額とする。ただし、平成16年1月分に係る退職手当の額は、第3号の規定にかかわらず、第4号の規定により得られる額とする。
  - 一 平成14年3月31日以前の在職期間に係る退職手当の額 その者の平成14年3月31日における本俸の月額に、役員に任命された日から同月31日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得られる額
  - 二 平成14年4月1日から機構設立の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の機構設立の前日における本俸の月額に、平成14年4月1日（同月2日から機構設立の前日までの間に新たに役員に任命された者にあつては、当該任命された日）から機構設立の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得られる額
  - 三 機構設立から施行日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 その者の施行日の前日における本俸の月額に、機構設立から施行日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得られる額
  - 四 施行日から平成17年12月1日の前日までの在職期間に係る退職手当の額 施行日から平成17年12月1日の前日までの在職期間つきその者の別表に定める月額を本俸の月額とみなして改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額
  - 五 平成17年12月1日以後の在職期間に係る退職手当の額 平成17年12月1

日以後の在職期間につき改正後の役員退職手当支給規程第3条の規定により得られる額

- 3 前項第1号から第3号の規定による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
- 4 第2項各号の在職期間の月数の計算については、暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは、これを1月とするものとする。ただし、同各号の在職期間の月数の合計が、改正後の役員退職手当支給規程第4条の規定により得られる在職期間の月数を超えるときは、同各号の在職期間の月数のうち1月とした端数の少ないものから当該超える月数に達するまで順次1月ずつを減ずるものとし、この場合において端数が等しいときには後の在職期間の月数から先に減ずるものとする。

別表

	月 額
理 事 長	1,088,000
副理事長	996,000
総括理事	942,000
理 事	887,000
監 事	760,000

附 則（平成17年11月22日付17農畜機第3395号）

（施行期日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成21年7月14日付21農畜機第1834号）

（施行期日）

この規程は、平成21年7月14日から施行する。

附 則（平成25年1月30日付24農畜機第4393号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年1月30日から施行し、平成25年1月1日以降に退職した者に適用する。

（退職手当の支給額に関する経過措置）

- 2 第3条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年6月5日付27農畜機第1177号）

（施行期日）

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成28年10月17日付28農畜機第3542号）

（施行期日）

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則（平成29年12月22日付け29農畜機第4989号）

（施行期日）

この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成30年1月1日以降に退職した者に適用する。